

○東北町木造住宅耐震改修支援事業費補助金交付要綱

令和 7 年 5 月 7 日

告示第 7 8 号

東北町木造住宅耐震改修支援事業補助費金交付要綱（令和 3 年東北町告示第 6 5 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この要綱は、町内の施工業者を利用し木造住宅の所有者が行う耐震改修工事の経費に対して、東北町木造住宅耐震改修支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、住宅の耐震改修を促進するとともに住宅の地震に対する安全性の向上を図り、もって災害に強いまちづくりに資することを目的とする。

その交付については、東北町補助金等交付規則（平成 1 7 年東北町規則第 5 0 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）耐震診断 住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。
- （2）耐震改修 耐震診断により上部構造評点が 1. 0 未満と診断された住宅について、当該評点が 1. 0 以上となるように行う補強等（青森県木造住宅耐震改修シート（平成 2 7 年 3 月策定）によるものに限る。）のことをいう。
- （3）耐震技術者 青森県が作成する青森県木造住宅耐震診断員名簿に記載された者をいう。
- （4）耐震改修計画 前 2 号に規定する補強等を行う工事及び補強等に伴い係るものをいう。
- （5）耐震改修工事 前 2 号に規定する補助等を行う工事及び補強等に伴い影響する範囲の改修工事であって、耐震技術者の設計及び工事監理に係るものをいう。

（補助対象住宅）

第 3 条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、東北町内に存し、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- （1）平成 1 2 年 5 月 3 1 日以前に建築された住宅であること。
- （2）一戸建て専用住宅又は併用住宅（延べ面積の 2 分の 1 以上を住宅の用に供し、かつ、その他の用途に供する部分の床面積が 5 0 m²以下であるものに限る。）で地上階数が 2 以下であること。

(3) 在来軸組構法又は伝統的構法によって建築された木造住宅であること。

(4) 現に所有かつ居住の用に供していること。

(5) 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断されたもの

2 この要綱にもとづく補助対象住宅に対する補助は、当該住宅1回限りとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の全てに該当する者とする。

(1) 東北町の住民基本台帳に記録されている者

(2) 東北町内に補助対象住宅を所有し、かつ、当該補助対象住宅に現に居住する者

(3) 世帯構成員に町税等の滞納等がないこと。

(補助対象工事)

第5条 補助の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、耐震技術者が耐震改修計画を作成し、かつ、工事監理を行う耐震改修工事とする。ただし、次に掲げる工事は補助対象工事としない。

(1) 補助金の交付決定前に着手した工事

(2) 新築工事に併せて行う工事

(3) 町、県及び国の他の制度に基づく補助金等の交付金を受けた工事又は受ける予定の工事

(補助金対象経費及び補助金の額)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、耐震改修に要する工事費、設計費、工事監理費、耐震改修審査委員会審査手数料、リフォーム瑕疵担保責任保険及び現場検査料とし、補助金の額は、次に掲げる額とする。

補助対象経費に100分の23を乗じて得た額又は1,172,000円のいずれか低い額（その額に1,000円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てた額）

(施工業者)

第7条 補助対象工事に係る施工業者は、東北町内に本社又は支店を有す法人又は町内に住所を有する個人事業者とする。

2 施工業者は、第三者に対し、工事の全部の施工を委託し、又は請け負わせてはならない。

3 施工業者は、適切かつ適法に工事を行わなければならない。

(交付申請)

第8条 補助対象者は、東北町木造住宅耐震改修支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

2 前項の申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等本人確認ができる書類の写し
- (2) 補助対象住宅の所有者が複数居る場合にあっては、改修工事同意書（様式第2号）
- (3) 代理申請の場合にあっては、委任状（様式第3号）
- (4) 各種公的支給及び補助申請に関する申請書（様式第4号）
- (5) 耐震診断結果報告書の写し
- (6) 青森県木造住宅耐震改修マニュアルによる青森県木造住宅耐震補強シート（以下「耐震補強シート」という。）
- (7) 固定資産税納税通知書及び固定資産税課税証明書又は建物登記全部事項証明書の写し等住宅の所有者を確認できる書類
- (8) 納税証明書の写し
- (9) 工事見積書（内訳明細の付いたものに限る）
- (10) 案内図、配置図、平面図等工事概要が分かる図面
- (11) その他町長が必要と認める書類
（交付決定）

第9条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じて実地調査等を行い、補助金の可否を決定するのとし、補助金を交付することを決定した場合にあっては、東北町木造住宅耐震改修支援事業費補助金交付決定通知書（様式第5号）により、補助金を交付しないことを決定した場合にあっては、東北町木造住宅耐震改修支援事業費補助金不交付決定通知書（様式第6号）により、当該申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第10条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定を受けた場合において、規則第5条の規定により付された条件とする。

- (1) 補助対象経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合又支援事業を中止し、又は廃止する場合において、事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第7号）関係書類を添えて町長に提出し、その承諾を受けること。
- (2) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難な場合は、速やかに町長に報告してその指示を受けること。

(申請の取下げ)

第11条 規則第7条の規定により申請の取下げをする場合は、東北町木造住宅耐震改修支援事業申請取下げ書(様式第8号)により、速やかに町長に提出しなければならない。

(状況報告及び実地調査)

第12条 町長は、補助対象工事の適正を期するため、補助金の交付決定後、必要があると認めるときは、補助対象工事の進捗状況に関し、第9条の補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)施工業者に報告を求め、又は実施調査を行うことがある。

2 補助事業者は、町長から補助事業の遂行状況の報告を求められたときは、速やかに東北町木造住宅耐震改修支援事業遂行状況報告書(様式第9号)を町長に提出しなければならない。

(実績報告書)

第13条 補助事業者は、現場確認又は保険法人の検査を受けた後に、東北町木造住宅耐震改修支援事業費補助金完了実績報告書(様式第10号)に次に掲げる関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 工事請負契約書の写し

(2) 工事代金領収書又は請求書の写し

(3) 工事写真(耐震改修に係る工事の部分又は部位ごとに着工前、施工中及び完成の状況を撮影したもの)

(4) 耐震改修計画のとおり耐震改修工事を行ったことを耐震技術者の証した書類

2 町長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

3 前項に規定する提出期限は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定の日の属する年度の2月28日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定)

第14条 町長は、前条の実績報告書等の提出を受けたときは、当該実績報告書等の書類の審査等により交付すべき補助金の額を確定し、東北町木造住宅耐震改修支援事業費補助金交付確定通知書(様式第11号)により当該補助事業者へ通知するものとする。

2 町長は、前条の規定による実績報告について、実地調査を行うものとし、必要があると認めるときは、補助事業者、施工業者等に報告を求めることができる。

3 町長は、前項の規定による実地調査の結果、補助対象工事の実績が補助金交付決定の内容及びこれに対する条件に適合しないと認めるときは、必

要な措置を講ずるように補助事業者に指示するものとする。

（補助金の請求等）

第 15 条 補助金の請求は、前条の通知を受けた後において、東北町木造住宅耐震改修支援事業費補助金請求書（様式第 12 号）を町長に提出して行うものとする。

（補則）

第 16 条 この要綱に定めるもののほか施行に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

年 月 日

東北町長 様

(申請者)

住 所

氏 名 ㊟

電話番号

東北町木造住宅耐震改修支援事業費補助金交付申請書

年度において実施する木造住宅耐震改修支援事業について、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1.申請額

補助金対象経費	円	補助金申請額	円
---------	---	--------	---

2.補助対象住宅 <添付>様式第2号:改修工事同意書(補助対象住宅の所有者が複数居る場合)

所有者 (丸で囲む)	1 申請者のみ 2	所在地 (丸で囲む)	1 申請者の住所と同じ 2
構造・階数・延べ面積	木造 建 m ²	建築年月	昭和 年 月

※申請者と所有者又は申請者住所と住宅所在地が異なる場合は、2を丸で囲み氏名又は住宅の所在地を記入して下さい。

3.設計者・施工業者・工事監理者<添付>様式第3号:委任状【代理申請者の場合】

設計者	会社名 代表者		所在地	
	担当者		電 話 FAX	
施工業者	会社名 代表者		所在地	
	担当者		電 話 FAX	
工事 監理者	会社名 代表者		所在地	
	担当者		電 話 FAX	

(裏面あり)

4.耐震診断結果

業者名				実施 年度	年度
耐震診断員名					
上部構造評点	2 階X方向		2 階Y方向		
	1 階X方向		1 階Y方向		

5.工事費用の内容

(税込額)

区 分	金 額 (円)
(A)改修工事費	
(B)改修工事の設計費・監理費・耐震改修判定審査委員会審査手数料(任意)	
(C)リフォーム工事瑕疵担保責任保険・現場検査料	
(D)補助対象外経費	
工事費用 総計 (A)+(B)+(C)+(D)	

6.耐震対象経費及び補助金申請額

①補助対象経費(A)+(B)+(C)

①

円

②補助金申請額 補助対象経費×23/100 又上限額 1,172,000 円 との低い額

①

円

×

$\frac{23}{100}$

÷

円

又は上限額
との低い額

②

円

(千円未満切捨て)

補助金申請額

②

円

7 工事予定期間

工事予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
--------	---------------

年 月 日

（申請者） 殿

（所有者） 住 所
氏 名 印
電話番号
申請者との関係

改修工事同意書

私は、下記住宅の耐震改修工事を行うこと及び東北町木造住宅耐震改修支援事業費補助金交付申請することに同意します。

記

住宅の所在地	
所有者・持ち分等	
主な内容	

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

東北町長 殿

申請者 住 所

氏 名 印

電話番号

委 任 状

私は、

代理人の勤務先名

代理人の勤務先住所

代理人の氏名

代理人の電話番号

を代理人と定め、下記に関する一切の権限を委任します。

記

委任事項

東北町木造住宅耐震改修支援事業費補助金交付申請に関する一切の手続

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

東北町長 様

申請者 住 所

氏 名

印

電話番号

各種公的支給及び補助申請に関する申出書

東北町木造住宅耐震改修支援事業費補助金交付申請にあたり、各種公的支給及び補助の申請(予定)の有無について次のように申し出ます。

番号	公的支給や補助の区分		申請(予定)	
			有	無
1	介護保険法の規定による(住宅改修費)の支給		☐	☐
	工事内容			
2	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支給するための法律の規定による住宅改修費の支給		☐	☐
	工事内容			
3	その他国等の補助金交付等		☐	☐
	工事内容			
4	市町村等補助金等		☐	☐
	補助名称			
	工事内容			
5			☐	☐
	補助名称			
	工事内容			

記入方法等

(1) 申請(予定)の有無について□のいずれかにチェック

(2) 「有」の場合は、工事内容欄等に内容を記載

様式第5号（第9条関係）

東北建設第 号
年 月 日

様

東北町長 印

東北町木造住宅耐震改修支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった東北町木造住宅耐震改修促進支援事業費補助金について、東北町木造住宅耐震改修支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 補助金の名称 東北町木造住宅耐震改修促進支援事業費補助金
(補助金の対象となる事業目的及び内容並びにその事業に要する経費の配分は、補助金交付申請書及び添付書類に記載のとおりとする。)
- 2 補助金交付決定額 _____ 円
- 3 補助金交付の条件
 - (1) 補助対象経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合は、変更内容が確認できる書類を添えて町長に提出し、その承諾を受けること。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ中止(廃止)承諾申請書を町長に提出し、承諾を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに町長に報告してその指示を受けること。
- 4 その他
補助事業が完了した際には、実績報告書に必要書類を添えて、完了した日から起算して30日を経過した日又は 年2月28日のいずれか早い日までに町長に提出して下さい。

様式第 6 号（第 9 条関係）

東北建設第 号
年 月 日

様

東北町長 印

東北町木造住宅耐震改修支援事業費補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった東北町木造住宅耐震改修促進支援事業費補助金
について、下記の理由により交付しないことを決定したので、東北町木造住宅耐震改修支援事
業費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり通知します。

記

不交付理由

様式第 7 号（第 10 条関係）

年 月 日

東北町長 様

補助事業者 住 所
氏 名
電話番号

印

東北町木造住宅耐震改修支援事業変更(中止・廃止)承諾申請書

年 月 日付け東北建設第 号により交付の決定がありました補助事業
について、下記の補助事業を変更(中止・廃止)したいので、東北町木造住宅耐震改修支援
事業費補助金交付要綱第10条第 1 号の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業名称

東北町木造住宅耐震改修促進支援事業
- 2 補助金交付決定額

円
- 3 変更(中止・廃止)する理由
- 4 変更(中止・廃止)する内容

年 月 日

東北町長 様

申請者 住 所

氏 名 印

電話番号

東北町木造住宅耐震改修支援事業申請取下げ書

年 月 日付け東北建設第 号により交付の決定がありました東北町
木造住宅耐震改修促進支援事業について、下記の理由により補助金交付申請を取り下
げします。

記

1 申請取下げ理由

2 補助金申請額 _____ 円

様式第9号（第12条関係）

年 月 日

東北町長 様

補助金事業者 住 所

氏 名 印
電話番号

東北町木造住宅耐震改修支援事業遂行状況報告書

年 月 日付け東北建設第 号で補助金の交付決定の通知を受けた東北町木造住宅耐震改修促進支援事業の状況について、東北町木造住宅耐震改修支援事業費補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業の遂行状況

事業項目	補助対象事業費 (A)	事業進捗状況		備考
		出来高 (B)	進捗率 (B)/(A)	
合計				

2 事業変更の見込み

事業計画の変更	あり ・ なし
補助金額の変更	あり ・ なし

年 月 日

東北町長 様

補助事業者 住 所

氏 名 印

電話番号

東北町木造住宅耐震改修支援事業完了実績報告書

年 月 日付東北建設第 号により交付決定を受けた、東北町木造住宅耐震改修支援事業が完了したので、東北町木造住宅耐震改修支援事業費補助金交付要綱第13条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

- | | | |
|---|--|-----------------|
| 1 | 補助事業の名称 | 東北町木造住宅耐震改修促進事業 |
| 2 | 補助金の交付決定額 | 円 |
| 3 | 補助対象経費 | 円 |
| | (補助金の交付の対象となる費用) | |
| 4 | 工事期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 5 | 添付書類 | |
| ① | 工事請負契約書(写し) | |
| ② | 工事代金領収書又は請求書(写し) | |
| ③ | 工事施工箇所の写真 | |
| | (耐震改修に係る工事の部分又は部位ごとの着工前、施工中及び完成の状況を撮影したもの) | |
| ④ | 耐震改修計画のとおり耐震改修工事を行ったことを耐震技術者が証した書類 | |

備考

上記に掲げる添付書類以外の書類の提出を求めることがあります。

様式第11号（第14条関係）

東北建設第 号
年 月 日

様

東北町長

印

東北町木造住宅耐震改修支援事業費補助金交付確定通知書

年 月 日 付で提出の東北町木造住宅耐震改修支援事業実績報告書について、適正と認め補助金等の額が確定されましたので、東北町木造住宅耐震改修支援事業費補助金交付要綱第14条の規定により通知します。

記

- 1 補助金交付確定額 _____ 円
- 2 是正措置の有無
- 3 その他

備考

年 月 日までに東北町木造住宅耐震改修支援事業費補助金請求書（様式第12号）を提出して下さい。

年 月 日

東北町長 様

(請求者)

住 所

氏 名

電話番号

印

東北町木造住宅耐震改修支援事業費補助金請求書

請求金額 金 円

ただし、 年 月 日付け東北建設第 号により確定通知のあった補助金として、東北町木造住宅耐震改修支援事業費補助金交付要綱第15条の規定に基づき、上記のとおり請求します。

記

振 込 口 座	金融機関名		・銀 行 ・信用金庫 ・信用組合 ・農業協同組合 ()
			支 店
	口座番号	普通 ・ 当座 NO	
	(フリガナ) 口座名義		

振込の通帳をご持参下さい。(口座番号確認のため)

様式第 1 号 (第 8 条関係)
様式第 2 号 (第 8 条関係)
様式第 3 号 (第 8 条関係)
様式第 4 号 (第 8 条関係)
様式第 5 号 (第 9 条関係)
様式第 6 号 (第 9 条関係)
様式第 7 号 (第 1 0 条関係)
様式第 8 号 (第 1 1 条関係)
様式第 9 号 (第 1 2 条関係)
様式第 1 0 号 (第 1 3 条関係)
様式第 1 1 号 (第 1 4 条関係)
様式第 1 2 号 (第 1 5 条関係)